

ライター等を販売される皆様へ

# ライター等の販売規制の開始について

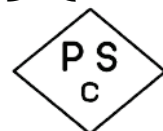
平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の、**平成23年9月27日以降**にライター等を販売するにあたっては、以下の内容を確認するようお願いいたします。

## 1. 規制の概要

**ライター**や**多目的ライター**（**点火棒**）のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって
- ・ 当該容器の**全部又は一部にプラスチック**を用いたもの

については、本体に**PSCマーク**が付されているものに限って販売が認められます。



**!** 違反した製品を販売した場合、**罰則**等の対象となります。

☆**PSCマーク**は、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないことを規定しています。

## 2. 販売の際の注意事項

(1) 今回の規制により、**平成23年9月27日以降**、これまで流通していた**PSCマークのないライター**は**販売禁止**となります。

(2) 上記のマークを付された適正な製品を販売される場合においても、**子どもに使わせない**ように注意喚起をして下さい。

**!** 適正な製品には、事業者名称や以下の内容の**注意事項等**も表示されています。



- ① 子供の手の届くところに置かないこと
- ② 50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと
- ③ 使用後、火炎が消えていることを確認すること

# 消費生活用製品安全法の概要

## 「特定製品」の指定による安全規制（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSCマーク**がないと販売できず、マークのない製品が市に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、**製造又は輸入事業者**に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**とその中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている**特別特定製品**があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	・圧力なべ ・高圧力になる炊飯器
		乗車用ヘルメット	・オートバイ乗車用ヘルメット ・原動機付自転車乗車用ヘルメット
		登山用ロープ	・ザイル
		石油給湯機	・石油給湯機
		石油ふろがま	・石油ふろがま
		石油ストーブ	・石油ストーブ
特別特定製品		乳幼児用ベッド	・ベビーベッド
		携帯用レーザー応用装置	・レーザーポインター ・レーザー照準器 ・レーザー光を放出するおもちゃ
		浴槽用温水循環器	・ジェットバス ・24時間風呂
		ライター	・ライター ・多目的ライター（点火棒）

このほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業者が国に事故の状況等を報告する **製品事故情報報告・公表制度** と経年劣化による事故を防ぐための **長期使用製品安全点検・表示制度** があります。

各制度の詳細は、消費生活用製品安全法のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

PSCマーク

検索

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課  
電話番号 03-3501-4707